

2018年12月号 簿記論 つぶ問

1 問目

【問題】

次の番号ごとに、貸倒引当金として設定が必要な金額を答えなさい。なお、一般債権は債権額の1%、貸倒懸念債権は債権額から適切な金額を控除した残高に対して50%、破産更生債権等に対しては適切な金額をそれぞれ設定する。

- ① 当社における売掛金の残高は100,000千円であるのに対し、得意先に対して売掛金残高を確認したところ、得意先が把握している買掛金残高は95,000千円であった。この差異の原因として、当社の売上計上は発送基準を採用しているのに対し、得意先の仕入計上は検収基準を採用しており、当期発送済み、得意先未検収の商品売買が4,000千円あることが判明した。また、得意先から返品を受けたが、当社では未処理であったものが1,000千円あることが判明した。
- ② 受取手形の残高は50,000千円である。また、これとは別に銀行へ割引済みの手形が20,000千円、過去に割引を行ったが不渡りとなった手形が1,000千円ある。この不渡手形は債務の弁済に重大な問題が生じている債務者に対する債権とする。
- ③ 貸付金8,800千円について貸付先が破産し、中間配当として800千円を受け取ったが仮受金として処理してある。また、破産手続きは現在も完了していない。
- ④ ゴルフ会員権2,000千円（うち預託保証金部分1,000千円）について、時価が500千円に下落し、回復可能性がないものと判断された。

【解答・解説】

① 990 千円

税理士試験では、当社の債権債務を得意先へ確認し、差異を調整するが出題されることがよくあります。調整があれば、債権債務の残高も変動するため、貸倒引当金の設定に影響します。

本問は、当社の売掛金と得意先の買掛金に差異が生じていますが、そのうち売上や仕入の認識方法の違いによる部分はそれぞれの会社が適切に処理を行っているものであり、当社では差異の調整が不要です。返品については、単純に未処理であるため修正が必要です。この結果、修正後の売掛金残高は 99,000 千円となり、その 1%が貸倒引当金として必要です。

② 1,000 千円

割引手形に対しては貸倒引当金の設定が不要です（原則として保証債務を時価で計上する必要があります）。しかし、割引後に不渡となったものは遡求義務により当社が銀行に代金を払って引き取らなければなりません。そこで、受取手形の 1%と不渡手形（貸倒懸念債権）の 50%の合計 1,000 千円が貸倒引当金となります。

③ 8,000 千円

破産手続きにおける配当は、株式の配当とは意味が異なり破産手続中に残っている財産から分配（回収）したものです。そこで、債権金額から差し引いたうえで、貸倒引当金（破産更生債権等のため 100%）を設定します。

④ 500 千円

ゴルフ会員権は原則として取得価額により評価しますが、時価が著しく下落している場合には減損処理が必要です。そして、2,000 千円を 500 千円まで下げますが、先に預託保証金に相当しない部分を切り下げ、預託保証金部分も下げる場合には金銭債権として貸倒引当金を設定します。仕訳で示すと次のとおりです。

(借) ゴルフ会員権評価損	1,000	(貸) ゴルフ会員権	1,500
貸倒引当金繰入	500		